

## 東京工業大学バスケットボール部同窓会規約

### (目的)

第一条 この会は、会員の親睦とハッピーライフ（幸福度）増進に寄与する活動を行うことを目的とする。現役が、「世界最高の理工系総合大学」を目指して挑戦する東京工業大学（以下、本学）のなかで、楽しく且つ充実した部活動を経験し、卒業後は東京工業大学バスケットボール部同窓会（以下、本会）会員になるように、支援することを含む。

### (名称)

第二条 東京工業大学バスケットボール部同窓会（TITbsk）とする。

The Alumni Association of Basketball Club of Tokyo Institute of Technology

### (所在地)

第三条 本会は、東京都目黒区大岡山二丁目12-1 東京工業大学 に置く。

### (会員)

第四条 会員は次の4種類とする。会員は本会の目的を理解し、公序良俗を尊重する。

(1) 一般会員：現役の部活動に参加したもので、且つ学部を卒業した者。

各会員は各自の名簿登録事項を担当幹事と確認する。

(2) 特別会員：部活動に特別な貢献をしたもので、役員会が推薦し総会で承認された者。

(3) 客員会員：現役の部活動に関連する大学教職員及び会員の推薦を受け、役員会が承認した者。

(4) 準会員：現役部員

2. 会員は、本会の実施する諸活動に参加することが出来る。

### (総会)

第五条 総会は毎年1回開催する。会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

2. 総会通知および関連する連絡は、書面または電子メールによって行う。

3. 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 規約の制定及び改正

(2) 会計報告の承認、基本計画の承認

(3) 役員を選出、承認

(4) その他、特に重要と認められる事項

4. 議決は出席者の多数決に従い、議決事案は議事録に残し、ネット上に公開する。

### (役員とその任務)

第六条 次の役員を置くことができる。

(1) 会長 1名 (会を代表し運営する)

(2) 副会長 若干名 (会長を必要に応じて代行し、補佐する。担当幹事を兼任できる)

(3) 会員担当幹事 (会員の入退会、異動、名簿の管理を行う)

- (4) 活性化担当幹事 (会の目的に沿う企画を立案し、会員の協力を得て実践する)
- (5) 歴史担当幹事 (現役の活動を含む歴史資料の管理(収集・保管・整理・発信)を行う)
- (6) 会計担当幹事 (財務・会計事項の管理を担当し、総会に報告する)
- (7) 広報担当幹事 (広報に係るメディアの管理を担当する)
- (8) 必要に応じ、プロジェクトリーダー、例会世話役を置く。(現在は、囲碁同好会、ゴルフ同好会、セミナー)
- (9) 現役部活顧問教員は、役員会に出席できる。
- (10) 監査役 1~2名
- (11) 年度幹事 年度幹事を選ぶ。
- (12) 顧問等 必要に応じ役員会に諮って会長が任命することができる。
  - 2. 役員任期は、2年とする。再任を妨げない。

#### (役員会)

- 第七条 役員会は会長が招集し、年度計画、会計報告及び予算、第六条役員等の推薦・人事、会員名簿の管理、等の重要事項について検討し、第五条3項議案は原案を作成し、総会に諮る。
- 2. 役員会は第六条(1)~(7)項の役員の過半数の出席を以て成立する。
  - 3. 会長は議題に応じて本条文2項の役員に加えて同条(8)~(12)項の役員を招集する。
  - 4. 役員会は開催の都度、議事録を残す。

#### (経費の支弁と会計)

- 第八条 本会の経費及び現役支援金は、年会費、総会で決定した臨時会費、寄付金、その他をもって充てる。
- 2. 本会の会計年度は、毎年12月末日を最終日とする。年度会計実績と監査役の監査結果を、総会に報告し承認を受ける。

#### (沿革)

- 第九条 本会の設立は、2001年7月である。  
本規定は2013年7月20日から適用する。

以上

#### ◎備考

- 2013年7月20日 総会決議により制定
- 2014年2月15日 総会決議により、第八条2「会計年度の最終日」を「毎年2月末日」から「毎年12月末日」に変更
- 2015年2月8日 総会決議により、第五条3の(1)「会則の制定及び改正」を「規約の制定及び改正」に変更、また、第六条(8)「必要に応じ、プロジェクトリーダーを置く (現在は、囲碁同好会)」を「必要に応じ、プロジェクトリーダー、例会世話役を置く。(現在は、囲碁同好会、ゴルフ同好会、セミナー)」に変更